

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員  
10番 森本 誠一 委員 11番 金本 享 委員
5. 議 事

○石原会長

これから、じゃあ議事に入ります。

議事に入る前に、きょう、議案の第15号のところの第5条のところにおいてアップされている2案件について、少し話があります。この案件は、第5条の審議していただくのを一番最後にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事としまして、議案第8号から議案第11号についてということ、報告第6号から第7号について、協議事項としまして農地転用許可申請に係る隣接所有者の同意書についてという、これが今言ったこととかかわりがあるんですけども、それについて皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、2ページをお開きください。

議案第8号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30の9。西角委員、説明よろしくお願いいたします。

○西角委員

それでは、5番が30の9について説明いたします。

土地の所在地、三石グイ山下3784、登記地目、田、現況地目も田、登記面積が265㎡。譲受人、三石●●●●●、●●●●●、●●歳、農業。譲渡人、三石■■■■■■■、■■■■■■■、■■歳、農業。譲受理由、増反による。譲渡理由、労力不足。譲受人耕作面積3,628㎡、家族数2人。

以上ですが、ちょっと説明していきます。この三石グイ山下っていうのは、いわゆる三石駅からちょっと離れた五石地区というところなんです。五石地区っていうのは、私もここで何回か説明したことがあると思うんですが、三石の出張所から赤穂に向けて県道が走っております。その県道を赤穂に向かって500mぐらい行ったところに五石川という川が流れておりまして、そこを左に入っていきますと五石地区になります。この図面では、五石地区の中心部といいますか、これは全体をあらわしている地図ではありません。ただ中心地をあらわしている地図でございます。それで、このグイ山下っていうのは、3784、この図面を見ていただきますと、この赤に白で囲っておりますが、この土地であります。この土地は、■■■■■■■さんが所有しております、さっきも説明しましたように、高齢でありまして、今は何もつくっておりませんが、管理だけはしております。この土地を●●●●●さんに譲ると。ちょっと地図見ていただいたらわかるんですが、●●●●●さん家、ちょうど斜め上ぐらいになります、ここの方です。この方も、その前のほうの田んぼを3,600ほど耕作して稲作をしております。それで、これを譲り受けてどうするんかといいますと、ことしは稲作がちょっと間に合いませんので、畑にしようかというようなことで、家からも近くであるということで、譲り受けることになったそうです。以上ですが、ここらあたり、鹿とかイノシシとか非常に出没して、休耕田というか、遊休農地というのが非常に多い地区なんです。だんだんと高齢化に伴いまして農業をやめたりというような人も非常に多いわけですし、そういう中でちょっとでも寄っていただいて、農業しようかなという。この●●●●●さんは熱心な方でして、恐らく前々日ですか。農業委員会に出てこられたと思います。この方でございます。

以上説明させていただきましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局から調査書のほうを事務局お願いします。

○事務局

議案第8号、受け付け番号9番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人は■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えております。

以上でございます。

○石原会長

それでは、説明頂戴いたしまして、皆様方にこれからご審議願おうと思えます。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○委員

済いません、ちょっと。田んぼから畑にせられると言われたんじゃけど。

○石原会長

はい、そうですね。

○委員

その辺はどんなんですか。すぐにできるんですか。

○西角委員

この土地は、今の所有者、■■■■さんが、荒地じゃなしと、まあ田んぼですので管理をしております。だから、畑をしようと思ったらすぐできます。ただ、稲作をするのはもう時期的に、今この地区では稲作が始まっておりますので、ちょっと無理だなと思えます。

○委員

わかりました。

○石原会長

これは事務局、田のままで実質畑利用で、畑の届け出ということは、別に手続とらなくてもいいんですか。

○事務局

そういう手続必要ですけど、今のところ出ていないんで、そういう申請を求めていきたいと考えております。

○石原会長

じゃあ、畑の、届け出だけですから。畑利用。

○委員

済いません。ずっと畑されるんですか。じゃなくて、ことしは間に合わないからあくまでというのか。

○西角委員

今、何もつくってない状態の土地なんです。それで田なんですけれど、意向は、これから稲作をするか畑にするかという、本人の希望ではちょっと野菜でもつくろうかなという感じなんです。その話であれば、今は田でそのまま構わないと思えます。それで、正式に畑をするとい

うことになれば、地目変更及び届け出のほう出していただき、手続をしていただけたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員

わかりました。

○石原会長

じゃあ、もうほとんど意見がなしと言われる方が多いので、判断願います。

農業委員さんにお聞きします。30の9について、許可相当とする方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

いいですね。

○西角委員

ありがとうございました。

○石原会長

許可といたします。

じゃあ、続きまして西角委員、30の10も願います。

○西角委員

30の10を説明させていただきます。

土地の所在地、三石石塔山下3822-1、登記地目、田、現況地目、田、登記面積が226㎡。譲受人、三石●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、三石■●●■、■●●■、■●歳、農業。譲渡理由、増反による。譲渡理由、労力不足。譲受人耕作面積が5,193㎡、家族数3。以上です。

先ほどの地図をごらんいただきます。ちょうどこの小さな赤い四角になっていますが、この土地なんです。その土地が今どういう状況かと言いますと、田でありながら柿の木を植えているような状態です。譲受人の●●●●さんの、ちょうどその下に●●●●さんの家がありますね、住宅が。この隣なんです。それで、■●●■さんも土地を所有されております方なので、なかなか手狭なということで譲ってくれんかな、そしたら譲りましょうというような話で成立したということです。それで、ここは田だったかどうか、畑だったのか、登記上は田になっておりますけれども、この図面で見ると、田んぼが広がって平地なような感じなんですけれども、●●●●さんの土地というのは、ちょうど家の前に道路がありますけれども、ここより数m高い高台というんか、そういう場所なんです。それで、私はどうして田になったんかなというような感のするような土地なんです。私がちょっとこれは田というよりも畑かなという気もしますけれども、登記上は田になっております。そういうことで、家の近くでもあるし、行く行くは果樹が植えられておりますけれども、ここの奥さん聞きますと、野菜もんでもちょっとつくろかなというようなお話をされておりました。ここの地形も、先ほど言いましたように同じような地形でして、なかなか農作業をするというのも、高齢があったり、老齢になったりしてなかなか難しいということなので、こういう譲渡が成立したようです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃあ事務局説明を願います。

○事務局

議案第8号、受け付け番号10番でございます。

所有権移転で、譲受人が●●●●、譲渡人が■■■■でございます。  
農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。  
以上でございます。

○石原会長

それでは、30の10につきまして、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。  
これも特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃあ、ご判断願います。  
30の10につきまして、許可相当とする農業委員さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石原会長

もう全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。

○西角委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

30の11に参ります。  
南委員、説明願います。

○南委員

30の11を3番の南が説明をさせていただきます。

土地の所在地、日生町寒河2440、畑、畑、620㎡。日生町寒河2444、これも畑、畑、680㎡。  
日生町寒河2460-1、畑、畑、503㎡。日生町寒河2469-2、畑、畑、282㎡。譲受人、日生町日生●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人、日生町日生■■■■、■■■■、■■歳、会社員。譲受理由、増反による。譲渡理由、農業廃止。譲受人の耕作面積が2,085㎡、家族数が2人、括弧、耕作者数が2人です。

地図の2ページをごらんください。横に見てください。地図には、手前のほうに日生の市立病院がありますけれども、これには載ってませんけれども、国道2号線を日生に向かって100m行くと信号が見えます。その信号から左の山へ向かって徒歩で1分ぐらいです。その西隣に中国電力の梅灘の変電所があります。そこは譲渡人のお父さんが10年ほど耕作をしていました。で、今はもう草が生えてるんですけども、草というのが、もう山のような草が生えてて、刈ったらすぐに耕作ができるような土地です。そこが2460-1です。それから、また信号までおいて、そこから梅灘の民家の集落を真っすぐ50mぐらい行って、今度は左のほうへ進んだら、ちょっと山はべりがあります。そこが2440と2444、そこを説明させていただきます。そこも、2440のところは、やっぱり10年前ぐらいに植えておいて、果樹が周りに埋まっておりました。柿の木とか梅の木が10本ぐらい周りに埋まってて、その中のところは草が生えないようにシートをしておりました。周りの人に迷惑がかかるからということで、そういうふうにしておりました。それで、2469-2は国道沿いの右側にあります。そこは大きな木がたくさん生えてて、もう本当の林になっております。で、その場所を全部譲っていただいて、それで近所に71歳の農業の好きないとこの方がおられて、その方と一緒に耕作をするそうです。その耕作は、何を植えるかということ、ミカンの木を主に植えるそうです。それと、その後はその

畑に応じた一般の野菜を耕作するそうです。会社員ですので、いつもは行けませんけれども、休みを利用したり、会社から帰って耕作をするそうです。林のとも自分たちと71歳の方と一緒に木を切って片づけて、そこもミカンを植えたりするそうです。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃあ、事務局さん、調査書をお願いします。

○事務局

議案第8号、受け付け番号11番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

では、30の11につきまして、皆様方からご意見、ご質問を頂戴します。  
特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、農業委員さんにはご判断願います。  
30の11につきまして、許可相当とする委員さん、挙手お願いします。

(賛成者挙手)

○石原会長

わかりました。許可といたします。

○南委員

ありがとうございました。

○石原会長

30の12に参ります。

これは、上2つは一連のものかい。

○委員

市内ですんで、できたら一括で。

○石原会長

どうでしょうか。一括でよろしい。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

それでは、杉村さん、30の12と13を一括で説明願います。

○杉山委員

17番の杉山が30の12を13ご説明いたします。

土地の所在地は、吉永町吉永中岸ノ下556、地目は、登記、現況とも田です。面積は8,330㎡。譲受人は、吉永町吉永中●●●●、●●●●、●●歳、公務員。譲渡人は、大阪府高槻市松が丘■■■■、■■■■、■■歳、無職です。

続いて、30の13についてご説明いたします。

土地の所在地は、吉永町吉永中岸ノ下555-1、地目は、登記、現況とも田です。面積が1,113㎡。譲受人は、●●●●上と一緒に。それから、譲渡人は、吉永町吉永中▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲歳、無職、それからこれは息子でございますが、▲▲▲、▲▲歳、会社員。譲り受けの理由としましては、増反によるものでございます。それから、譲り渡しの理由は、耕作不便と、それから労力不足ということになっております。それで、譲受人の耕作面積は3,520㎡、耕作者数は6人です。

図面の3ページをお開きください。

右下の山陽本線吉永駅の南側100mのところ、市立吉永病院の南の土地でございます。555-1の西側ですが、隣の土地、それからもう一つ、斜め上が●●●●の土地となっております。稲作をしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局のほうから調査書の説明をお願いします。

○事務局

議案第8号、受け付け番号12番と13番でございます。

譲受人は、いずれも●●●●、譲渡人が、■■■■と▲▲▲▲、▲▲▲でございます。

両件とも農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

じゃあ、30の12、13につきまして、一括して皆様方からご意見やご質問を頂戴いたします。特段にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、30の12、13について、一括してご判断願います。賛成の許可相当とする委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可いたします。

○杉山委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

30の14に参りまして、瀧川委員、説明願います。

○瀧川副会長

30の14について、瀧川が説明いたします。

土地の所在地、吉永町南方清水元703-2、登記地目、現況地目、いずれも田です。面積は120㎡。譲受人、和気郡和気町日笠上●●●●、●●●●、●●●●歳、会社員。譲渡人、吉永町南方■●●■、■●●■、■●●■歳、無職。譲渡理由、労力不足。譲受理由、増反による。耕作面積、4,357㎡。

場所は、図面の4ページをごらんください。

赤く印をしておりますが、ここの向かって右側に県道の吉永穂浪線が通っております。それで、2つに割ると思いますが、703-2を高原さんに譲るということでございます。

簡単ですけど、説明は以上といたします。よろしく願いいたします。

○石原会長

それじゃあ、事務局、調査書をお願いします。

○事務局

議案第8号、受け付け番号14番、所有権移転でございます。

譲受人が●●●●、譲渡人が■●●■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30の14について、皆様方からご質問お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○石原会長

これ、瀧川さん、譲受人の方のほうが日笠から通っていらっしゃるんですか。しかも一畝ほどのものを。どういうことなんですか。

○瀧川副会長

この■●●■さんは独身を通しておられて、農業なんかは全然してないんで、もう譲るということでございます。

○石原会長

いえいえ、●●●●さんは、この取得をどういう農地利用をなさろうと。日笠から一畝の田んぼをなされに来るのは。

○瀧川副会長

日笠でも車で来ると15分かからないと思います。

○石原会長

野菜か何かなさるんですか、じゃあ。菜園みたいな。

○瀧川副会長

そうです。菜園しか、できないことはないけど、そこら辺では水稻をやっておりませんので。

○石原会長

わかりました。

その他、ございますか、ご質問、ご意見。

隣接のところは、今度はその後、第5条で出てくる宅地になるんですね。  
ありますか何か。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

許可相当とする委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

いいですね。ありがとうございます。許可といたします。

○瀧川副会長

ありがとうございました。

○石原会長

次に参ります。3ページ、議案第8号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、30の15、金本委員、説明を願います。

○金本委員

それでは、30の15について、11番、金本が説明をさせていただきます。

土地の所在地、吉永町高田中村866、吉永町高田中村867、吉永町高田中村930、上の二筆は、登記地目、現況地目と田でございます。401㎡、344㎡、一番下の930は、現況地目、登記地目ともに畑となっております。290㎡。譲受人、瀬戸市邑久町豊安●●●●……。

○石原会長

瀬戸内市ですね。「内」をつけたほうですよ。

○金本委員

●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、吉永町高田■■■■、■■■■、■■歳、農業。譲受理由、増反による。譲渡理由、相手方の要望。譲受人耕作面積、8万6,551㎡。家族数4人、耕作者数3名。

譲受人の時岡善行さん、この方が岡山県の農業全般の認定農業者となっております。以前から、僕も何回かお会いしたことがあるんですが、シキミに興味を持っておられました。そして、譲渡人の■■■■さん、今、シキミを植えておられます。しかし、これも十数年前からちょっと手入れができてなくて、雑木等も生えておりますが、これを雑木等、整理し、管理をしたいということ。だから、購入ということになっております。

図面で申しますと、八塔寺川ダム、八塔寺川下流、約500mの河川沿いにございます。866、867が田となっており、930、これが畑となっております。これも田となっておるんですが、これもずっともう十数年前からシキミをつくられておられます。現況が田というのがちょっとおかしいなどは感じてましたが、地目は田となっております。

以上、説明をさせていただきました。ご審議願います。



○石原会長

それじゃあ、事務局、調査書、お願いします。

○事務局

議案第8号、受け付け番号15番、所有権移転でございます。

譲受人が●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それじゃあ、30の15についてご審議願います。ご意見、ご質問頂戴します。

ありませんか、特に。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでありますので、ご判断願います。

許可相当の農業委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。許可といたします。

○金本委員

ありがとうございました。

○石原会長

4ページ、議案第9号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、30の3、山本委員、説明願います。

○山本委員

それでは、21番山本が、議案第9号、30の3番についてご説明いたします。

土地の所在地は、伊部片上口22-3、登記地目は田、現況地目も田、申請人、西片上●●●●●、●●●●●さん、●●歳、無職。申請理由は、共同住宅1棟、119.98㎡。農地区分は3種農地で、転用目的とすることでの被害はありません。意見もございません。

場所は、地図の6ページをごらんください。

国道2号線の北側で、備前警察署の東側に当たる土地です。ご審議の上、ご決議賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○石原会長

それでは、補足説明を、今度は事務局さん願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど山本推進委員からご説明があったとおり、申請人の共同住

宅ということですので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても、自己資金100万円と借入金4,500万円で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えられます。

申請に係る農地の面積ですが、共同住宅のために必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

周辺農地への営農条件の支障論議ですが、共同住宅とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆様ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30の3につきまして、また皆様、ご質問、ご意見頂戴いたします。

○櫻本委員

きょういただいたこの資料なんですが、8ページなんですが、これ、あえて●●●●さんの名前が何で。ちょっと気になったんで、お伺いします。言ようことわかりましたか。

○石原会長

ああ、ほかはないのに。

○櫻本委員

何であえてこの人の情報がここへあるのかなど。余り関係ないかもわからんですけども、ちょっと気になったのでお伺いします。

○事務局

失礼いたしました。提出された資料をそのままコピーいたしましたが、こちらのほうで削除すべき内容でございました。こちらの削除ミスでございます。申しわけございません。

○石原会長

よろしいですか。

じゃあ、皆さん、一応削除ということでお願いいたします。

そのほか、ございませんか。

山本さん、この伊部22-3の左側の3つあるのは、僕ここを通ってくるんですけど、あれも共同住宅ですよ。白いのが3つ塊があるのも。

○山本委員

はい、そうです。

○石原会長

最近できてますよね。

○山本委員

はい。

○石原会長

わかりました。

○山本委員

同じ横山さんです。

○石原会長

ああ、そうですか。ああ、すごい勢いあるんですね。へえ。

○山本委員

3つ、下側ですね。下側の、今、共同住宅建てた。

○事務局

4つある、その下に。

○事務局

この1205番地。1205－5。

○山本委員

1205－5の下側ですね。のところに道があって、その下に。

○事務局

35－1、34－1のあたり。

○石原会長

いやいや、普通の地図のほうの、伊部22－3の左側に3つ塊があるじゃない。宅地のような。そこですよ、山本さん。

○山本委員

左側の道沿いの下側です。もうここは完成してる。

○石原会長

完成してますよね、そうそう。全部、じゃあ●●●●さんのとこ、ずっとなんですね。ほかに特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、これもお判断願います。  
許可相当とする委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。  
次へ参ります。5ページ。

5ページの先ほど申し上げました30の6と7につきましては、少し皆さんに難解な判断を要すると思いますので、これ、ちょっと後に回させていただきます。

30の9、こっから入ります。

瀧川委員、説明願います。

○瀧川副会長

それでは、30の9について、瀧川が説明いたします。

先ほど説明いたしましたのに関連しますが、土地の所在地、吉永町南方清水元703-1であります。登記地目、現況地目、いずれも田です。面積は444㎡。譲受人、吉永町南方●●●●、●●●●、それから奥さんの●●さん。譲渡人、先ほど言いました吉永町南方■■■■、■■■■、■■歳、無職。転用目的、一般住宅と露天駐車場です。住宅のほうは94.6㎡、駐車場は25㎡。

以上です。簡単な説明ですが、ご承認をよろしく願いいたします。

○石原会長

じゃあ、事務局、補足説明願います。

○事務局

議案第10号、受け付け番号9番。

まず、農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地にですので、第2種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど瀧川農業委員からご説明があったとおり、申請人の居宅と駐車場ということですので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてでございますが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係でございますが、申請地は、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、居宅と駐車場のための必要最小限の面積であり、適当と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。審議のほうよろしく願います。

○石原会長

それでは、30の9につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。  
ありませんか、特に。

○事務局

済いません。先ほどちょっと説明がありましたが、申しわけございません。住宅ローンのほうで借りるということになっておりますので、そこをちょっと訂正のほうをお願いします。

○石原会長

自己資金を1,500万円。四千何ぼだったっけ。

○事務局

4,300万円が借り入れということになります。

○石原会長

借り入れじゃね。

○事務局

金融機関からの借り入れということですよ。お願いします。

○石原会長

何かありますか、皆さん。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、これもご判断願います。  
許可相当とする農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員ですね。許可といたします。  
30の10に参ります。

○瀧川副会長

ありがとうございました。

○石原会長

中村委員、説明願います。

○中村委員

30の10を説明します。

土地の所在地、三石552-2、登記地目、現況地目ともに田であります。171㎡。譲受人、三石●●●●●、●●●●●、会社員であります。●●歳。譲渡人、岡山市中区原尾島■■■■■、■■■■■、無職。転用目的、倉庫及び車庫。施設の概要、倉庫1棟、車庫1棟、倉庫のほうは33㎡、車庫のほうは25㎡であります。

これは、先月、地図を見ていただいたらわかりますが、地図が8番のほうと、きょういただいた19、20番です。地図なんです。この土地については、先月、ここに書いてあります556-1番地の山本さんが出入りに困るということで、552-4と552-5を先月、駐車場と出入り口ということで買い取りました。その残りの部分が552-2なんです。簡単ですが、この申請人の方は、その地図の下の申請人、553-2ですので、ご審議のほうよろしく願います。

○石原会長

事務局の説明であります。

○事務局

議案第10号、受け付け番号10番。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので第3種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど中村委員からご説明のあったとおり、申請人の倉庫と車庫ということになりますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことがなく、必要な資金については自己資金200万円で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、倉庫と車庫のため、必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

周辺の農地への転用状況の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長

じゃあ、30の10につきまして、再び審議願います。ご意見、ご質問頂戴いたします。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないということですので、ご判断願います。30の10、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。で、30の6、7、一番最後にしますから、もっと次へ参ります。6ページ、議案第10号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認につきまして、30の8、金本委員、説明願います。

○金本委員

それでは、30の8について、11番金本が説明をさせていただきます。

土地の所在地、吉永町神根本前田569-6、登記地目、現況地目、田、田、登記面積、460㎡、譲受人、吉永町多摩●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人、吉永町神根本■■■■、■■■■、■■歳、農業。転用目的、一般住宅、露天駐車場。施設の概要、居宅1棟、88.66㎡、駐車場1棟、60㎡。譲受人は、売渡人、■■■■さんの娘婿に当たります。現在、お孫さんが大きくなってこられるので、行く行くは■■■■さんのお孫さんに当たる方がこちらのほうへ家を建てて住まわれる目的で、農地の転用が許可●申請●が出ております。

以上、ご審議の上、よろしく願いいたします。

地図で申しますと、ページ8ページの中心部に当たります。今現在、ここは田となっておりますが、稲作はつくっておりません。地元の同意等も得ておられますので、よろしくご協議の上、ご審議お願いいたしたいと思っております。

○石原会長

じゃあ、事務局のほうお願いします。

○事務局

議案第10号、受け付け番号8号。

まず、農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど金本委員からご説明があったとおり、申請人の居宅と駐車場ということですので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については借入金3,000万円で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は居宅と駐車場のため、必要最小限の面積であり、適当

と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長

30の8の案件につきまして、またご質問を頂戴いたします。  
特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。  
許可相当とする農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員ですね。許可といたします。

○金本委員

ありがとうございました。

○石原会長

一番最後に行きますね、さっきの草加さんのやつは。

次、参ります。7ページから8ページ、9ページにかけては利用権設定の関係であります。

議案第11号農地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から方針求められています。諮問されております。8ページ、9ページ、何かお気づきのことがございましたらおっしゃっていただければと思います。

何かお気づきのこと、ご質問したいことございませんか。藤森さんも利用権設定受けられるんですね。頑張ってます。岩崎はどなたなんですかね、担当者は、岩崎。藤澤さんですね。■■君、ここをお借りして有機のやり方で野菜やるんですね。

○藤澤委員

そうじゃろうな。

○石原会長

ですよ。

○藤澤委員

ようわからんな。■■■■は知っとんじゃけど。

○石原会長

■■君、有機の講座しょうりますもんね。●●●●先生なんか呼んだりしてね。初めてでしょ。これ、借りてやるというのは。

○藤澤委員

そうよ。

○石原会長  
でしょ。  
あと何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長  
ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長  
じゃあ、承認されました。  
10ページに参ります。報告事項です。  
第6号利用権設定の合意解約の通知が出ております。  
佐山のみどり屋さんが双方合意ということで合意解約です。この解約された田んぼは、今度  
は誰かがおつくりになるんですか、この担当地区の方。藤澤さんか。

○藤澤委員  
いや、聞いてませんね、まだ。

○石原会長  
ああ、そうですか。まあまあ広い田んぼですもんね。1反以上あります。武内さんはもう岡  
山にいらっしゃるんでしょ。

○藤澤委員  
そうなんです。自宅はまだあるんですけどね、佐山のほうに。

○石原会長  
ああそうですか。

○藤澤委員  
はい。時々来とられます。

○石原会長  
わかりました。  
ということで、お含みおきください。  
そして、11ページ、報告第7号利用権目的の変更届も出てございます。  
30の2、30の3、蕃山の件と久々井の案件です。地目変更届ですね。  
久々井の案件は、宅地から畑という珍しいケースでございますけれど、亀井さん、何かこ  
れ。

○事務局  
済いません。1つ訂正をお願いします。  
申請人なんですけど、■■■■さんがお亡くなりになっとなりますので、■■■■様。

○石原会長  
どんな字を書くん。



○事務局

■■■■でございます。

以上です。

○石原会長

で、何か。

○亀井委員

5月15日にちょうど事務局と一緒に見に行ったんですが、10年ほど前に長屋というんですか、そういうなもんが建って、それを全部取り壊して、それで畑にずうっと使われとって、それで名前が、前の方が亡くなるとって、へえでちょっと今度、申請人のと違うとったんですが、そういう関係で、一応畑として全部、いろんな野菜を埋めて、そういう形でちゃんとした畑ではなくておりますので、よろしくをお願いします。

○石原会長

わかりました。税金の対策ではないですよ。

○亀井委員

税金の対策じゃねえかな。

○石原会長

そうですね。それも賢い方法だと思います。

○事務局

済いません。今の30の3の件なんですけど、一応、ここで報告はさせていただいてるんですけど、農地法上はこれについては実際に届ける必要がないんですけど、今後のこともありますので報告させてもらうということになります。この間、買っていた冊子にも載っているとしますので、農地法上、これについて届け出関係必要ですかということであるんですけど、そこには多分要らないってように書いてあると思います。

以上でございます。

○石原会長

ほいじゃあ、帰って、早速皆さん、確認してみてください。

○委員

宅地から変える場合は。

○瀧川副会長

今の、要するに地目変更はできないということですか。

○石原会長

ううん、そういうことじゃない。ちゃんと購入してください。

○事務局

宅地から農地にする場合は農業委員会に諮る必要、報告する必要もない。法務局で手続をすればいいだけのようでございます。で、先ほど事務局が言ったとおり、今後がありますので一応報告させていただきました。

○石原会長

よろしいですか。

○瀧川副会長

はい。私も前から相談受け取ったんですけど、やぶを切ってそこへ田畑をつけとったんですが、その田畑をたてとった隣に自動車の修理工場があって、あれがあるために、どういうんですか、体に悪いとかいろいろ言われて、結局あれ何年か前に、契約は20年ぐらいだったんだろうと思うんですけど、もう全部田畑を取り外して、今、柿の木とかビワとか植えとんですけど。ということは、農業委員会にかけんともうじかに交渉しなさいということですね。わかりました。

○石原会長

それじゃあ、戻りまして、30の6、7、これ、草加委員さんの担当です。とりあえず、草加委員さん、この説明をお願いいたします。

○草加委員

それでは、ちょっと皆さんにご協力いただきたいこともございますので、本日の地図の7ページ及び、前にいただいた地図の7ページと本日いただいた書類も、特に14ページのあたりをお開きいただいて、聞いていただけたらと思います。それで、これ、同じような物件ですので、同時に発表します。

それでは、1番草加が30の6と30の7について説明をいたします。

許可を受けようとする土地の所在地、東片上落岩1117-1、登記地目、現況地目、ともに田で、登記面積は1,070。譲受人、岡山市北区今4丁目15番33号、株式会社、これ、エスコです。エスココーポレーション。譲渡人、東片上■■■■の■■■■。転用目的及び施設の概要は、太陽光発電でございます。

同じく30の7でございます。

東片上落岩1116-1、もう一件、東片上落岩1118-1、登記地目、現況地目、ともに全て田でございまして、登記面積が1116-1のほうが1,230、1118-1が320。譲受人、これも同じでございます。株式会社エスココーポレーションでございます。それから、譲渡人は、東片上■■■■の■■■■、■■■でございます。これも転用目的、それから施設の概要は、太陽光でございます。

それで、今申し上げましたように、場所でございます、地図の7ページを見ていただきましたらと思います。地図の上部に太い道があります。これが2号線です。その真ん中辺に線路の表示がしております。この左側のほうが備前片上駅です。そして、これが日生のほうへ向かっております。ここに大きなところが、ホームセンタータイムがありますね。タイムの赤穂線を越えた南側のこの赤く記したところでございます。上の段は30の6です。下のほうが30の7ということになっております。で、そこへ電気パネルをつけるということです。そして、14ページのほうを見ていただいたらわかりますように、30の6が、ここ、パネルを335枚です。最大出力が49.5、それから30の7のほうがパネルが325枚、発電出力、これが同じで49.5ということになっております。これの点につきまして、1つあることが、13ページを見ていただけたらと思います。2115-1、ここに実は1軒だけ民家がございまして、この方の承認が、いろいろと努力されているようなんですけど、承認がもらえてないということです。で、これにつきまして、先月、相談がありまして届け出ということだったんですけど、鋭意努力しておるんですけども、なかなかこの住宅の方が会ってくれないし、会ってもきょうはこれからつりに行くんでその話ができないというようなことで、なかなか対応してもらえないんですということだったんですけど、かなりこれをしてきた司法書士の方も強気な方で、そういうことについては、うんというような言葉をちょっと言われておりましたけど、条件つきで近隣の同意というものは必要であろうと思いますので、その辺は鋭意努力して、させてくださいというような、同意してくださいということだったけど、先月もだめで、今月もちょっとだめなというようなことの結果を聞いております。これ、私がこれと同じようなことの条件としましてあるんですけど、私も土地持ってますから、家を建てるときには同意をくださいって来るんです。近隣の方だから、うんそれはというようなことで同意をいただきます。今回のように、このように逆の

立場になって、今度、同意をくれというようなことを言いに行ったときに、なかなかお互いの立場があって難しい。だから、そういう意味では両方の立場で、実によくわかるんです。なんですけれども、いずれにしろ、決められたことということについては、そんなことがあるんだとは思いますが、皆さんに大変難しい協議をしていただかなきゃならないのかなということをおもいます。

隣接なんですけど、30の6につきましてはちょっと離れてますけど、30の7につきましてはちょっと距離がないということがございますけど、この地図を見ましたら、できるだけ前側のほうはあけて、迷惑がかからないような形にはしておきますというようなことなのです。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石原会長

それじゃあ、とりあえず事務局、説明してください。

○事務局

議案第10号、受け付け番号6番、7番。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。

転用目的につきましても、先ほど草加委員が言われたとおり、太陽光発電設備ということで適当であると考えます。

資力及び信用につきましても、申請者が過去に違反転用等を行ったことはなく、資金についても、業者ということで自己資金2,400万円賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。小作人等がないため、該当しないと考えます。

申請にかかわる農地の面積も太陽光発電設備であり、適当であると考えられます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無であります。太陽光発電設備であるとともに、先ほど草加委員が言われたとおりの配慮があり、この転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

先ほど草加委員が言われたとおり、今期のはことしの4月4日に事務局のほうに提出された案件でございます。農地の隣接所有者の同意書だけがないという状態で、これはもう申請者と隣接所有者の個人的な人間関係により添付ができないという案件でありましたので、一旦保留とさせていただきます。会長と協議の結果、この6月の会議に諮りまして、皆さんにご審議いただくことになりました。

以上でございます。

○石原会長

それで、今皆さん、草加さんからも事務局からお聞きになりましたように、原則、うちの太陽光につきましては隣地の同意印をちゃんともらうということで、それはないと前に進めないというのが原則でやってきたんです。今回はそういった事情でもありながら、どうもその印も見込めそうもないということで、事務局も4月4日の提出を保留から、今回ここに上程、この案がされたということで、じゃあ農業委員さんとしてどう判断すりゃあええんかというふうに困りますよね。うちは、今までは絶対周辺の同意書が要るんですからということでやってきたんです。

さあそこで、このままでやっても足踏み状態になっちゃうんで、じゃあ事務局、局長かどちらからでも、同意書について実態はどうなっとんかという辺から少し聞いていただいて、今回は、こういうケースのときはどうやっていくかというはまだ決めてないけど、農業委員会も。それについても今後のことを、こういったケースのときはどうするんだということもあわせて考えていただければと思ひまして、一番最後に持ってまいりましたので。

○事務局

それでは、きょうお配りした資料の15ページをお開きください。

こちらのほうに農地転用許可申請に書く隣接所有者の同意書についてということで、まず1番目に、平成7年農林水産省の局長からの通知、国から県への通知になるんですけど、農地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化についてということで、関係部分を抜粋して載せていただいております。読ませていただきます。転用許可申請書等に添付義務のない隣接者の同意書等の一律添付を求めているところが見られる。このようなことは申請者に過分の負担を課するものであるので、提出を求めることのないように指導の徹底を図ることということで、国から県に、市町村に対してこのような通達が来ております。

2番目の今の現状のほうを調べさせていただいております。同意書をつけるとの有無なんですけど、備前市と隣接の市長のほうを書かせていただいております。ご存じのとおり、備前市は今必須ということになります。岡山市と赤磐市は、国の通達、県の指導のとおり、もう全く、農地の種類に関係なく不要としております。隣の瀬戸内市は原則必要とありまして、同意がとれない場合はその理由書を提出すれば可となつてくるようでございます。次に、和気町も原則必要で、同意がとれない場合には保留とし、その交渉の経過を報告させた上で、仕方ない、努力が認められると判断できれば可とするということでございます。

とりあえず以上でございます。

○石原会長

こういった現状がございます。で、これについて、私の案としましては、こういう現状があるということを含みおいて、この案をまず判断してもらおうと思います。その後、備前市としては今後、こういうときにどうやって判断していこうかというのを決めてもらおうと思っているんですけど、いかがでしょうか。先に備前市でこうやっていくぞというんでなしに。今はないところへ、これ、来とるわけですから。備前市は必須というところへこの案が提出されてきたわけですから、それはそこも備前市は、今の現況ではねえのに何でそれ認めるんならということ、じゃけど実際聞いてみようたら、4月に上がってきたんだけど、幾ら2カ月努力してももらえないと。こういったときにどうするんならということなんじゃけど、現況は他市町村はこういう判断しようから、そこも頭に入れて、委員さんに判断してもらいます。これは個々の恐らく、この判断基準で判断、手を挙げるはずですけど、それはそれでもうやむを得ないと思いますんで、やってもらいましょう。判断してもらいましょう。その後、じゃあそれじゃあまずいじゃんっていうことになりましたが。だから、今度はこういうときにはどうするかを決めましょう。いけません、その流れで。

○委員

難しい。

○委員

そりゃあ、よろしいが、それで。

○石原会長

先に決めます。じゃあ、備前市、こういうときにどうしますというのを。どっちでもいいんじゃないけど。だけど、現況、今、これ上がってきとるときじゃ。まだ審議されてないんじゃないもん。どうやっていこうという、こういうケースのときは。

○委員

その同意をしてもらおうとする、いわゆる相手方が話に応じんという話ですか。一切話に応じんっていう話ですね。

○石原会長

相当個人的にこう。

○委員

揉めている。

○石原会長

そうですね。

○草加委員

ちょっとつけ加えさせていただきます。これをするには、当然測量というようなことが必要だったんで、測量はさせていただいてよろしいですかということもやったんです。それは最初渋られたんですけど。その件については同意をいただいたそうです。今度、こういうことになりましたというて行ったら、また、ノーと表現じゃないの、忙しいから会えないとか、きょうはこれからつりに行くんでそんな時間はないとか。よくぞこんな時間に来たなとかというように、なかなか相手にしてくれないと同時に、今度はこれを担当している方がなかなか強気の方で、ここに今……。

○石原会長

業者の担当ですね。

○草加委員

いざこざがあったんで、そういうことも含めてどうなんですかというようなことを私に与えてきたから、そうかということなんで。私もこれは私の判断じゃいけませんから、同意書がないんですけどどうでしょうかというようなことでさせていただいたという経緯であります。

それで、もう一つ抜けとったのが、ここをどういう整備をしていくかということなんですけど、造成行為は一切しせんと。今のままの状態ですって。採石も何も要りませんからというて言われるんですけど、そうかなというところの点については、だから水の流れ、それから田んぼの今の現状、水路の関係からいうたら今のままの状況でやりますということの説明が入っておりました。

○杉山委員

太陽光設置するところの南側に民家があると言われたんですかね。

○石原会長

そこの民家の方が該当者なんです。

○杉山委員

民家ですね。

○石原会長

相手の方なんです。

○杉山委員

その民家に対して、太陽光を設置したときにどういう影響を与えるんかというのはわかりませんか。そういう被害というんか、太陽光が光って見えんとか、反射してくると。物すごくあったかくなると、いろんなことがあるんですが、その辺はどんなんでしょう。

○石原会長

だから、そういうこともあって、周辺の同意書というのはとってるわけなんですよ、備前市の場合。とってきたわけです。それはどうなんですか、科学的な根拠というのが。

○委員

難しいな。

○草加委員

とりあえず、うちの支部局も各担当課のほうへ全て回覧を回させていただいて、許可証を出す前に一応確認はさせていただいて、問題事項、注意点があれば書き出してくださいということを書いていただいて、許可にあわせてその文書も本人さんにお渡しさせていただきます。それなので、環境課のほうからは、太陽光についての許可は当然こちらの分で許可を出しますと。環境のほうからいくと、やはり光公害、熱公害というようなことも考えられるんで、近隣の方とはよく協議の上、進めてくださいという注意事項をつけて許可を出したというのが今の現状でございます。

○石原会長

ということなんです、杉山さん。処理の仕方はそうやって、行政的には処理してるということ。

○杉山委員

1115-5が宅地ということですよ。

○草加委員

そうです。

○委員

直接隣接しとるのは田ということですね。

○草加委員

はい、そうです。

○委員

後から来た者が、そりゃあどうじゃこうじゃと言うて。そりゃあ、難しいわな。

○石原会長

●●●●さんという人がこのもともとの方ですよ。

○草加委員

●●●●にはかなり配慮したパネルの設置の仕方は考えておるとい話です。

○石原会長

今の話ではね。

○草加委員

そうです。

○石原会長

その●●●●さんとこの■●■●さんが反子なということ。

○委員

結局、人間的なもんじゃから。

○石原会長

そうそうそうそうそう。

○石原会長

だから、これずっと行ったって、判子もらえないというケースですよ。

○委員

訴訟とかの話になったら……。

○石原会長

いや、そこも。

○委員

許可したということで、農業委員会も対象になるんすかね。

○石原会長

ただ、ここの今、同意書のところに書いとったように、公には実際はほんま要らんのですよ。要らんけど、今のような、杉山さんがおっしゃったような懸念があるから同意書ももらっていきょうだけのことなんで、本当はそんな分は何も訴訟の対象にはならないんだ。

○委員

法的にはもう全然意味がない。裁判とかになると、やっぱり法律になりますんで、意味のないものを……。

○委員

設置差しどめ訴訟とか。

○委員

それによって何か損害賠償が発生したときには。実際計画しとって……。

○委員

うちらでもそういう問題よっけえあるんよ。太陽光したいということで。

○石原会長

ただ、訴訟の場合にも、この業者のほうで、この同意書がねえからというて、例えばうちがもう認めなんだと。ほんなら、せつかくもうけが発生しようとしたのが阻害されたというんで訴訟の可能性はないとは言えないですよ。

○委員

そのほうのな。

○石原会長

ええ。そっちのほうの言い分で。そっちからの損害賠償を訴えられることは考えれんこともない。

○委員

せやけど、周辺の同意が、家ばかりじゃないと思うんですよ、今後は。だんだん山を削ってやとられますが、うちらはもう民家でないから山を削られて、鹿久居もやられとると思うんじゃけど、ほんなら、災害が起きたときに困ると思うんです。だけど、これ、国からこういう通達が来るとということは、本当は要らんのんじゃけど、ある程度、どっかで区切りつけと

かないけんのんかなという気はするんじゃないけどね。

○石原会長

山は、うちは口出しせな言おう。別の折衝範囲のどこじゃから。山は関係ねえんよ、●  
●委員さん。

○委員

関係ねえんじゃないけど、ほんまは山も必要になってくると思うんじゃない、しまいには。それで…  
…。

○石原会長

むちゃくちゃじゃもんな。

○委員

うちら民家がないからできるんじゃないけど、たまたま田んぼの中へやこう建てられたら、民家の近いところやったら困ると思うんですけど。

○石原会長

それで、基本的にここ3種の農地で用途指定がかかったところじゃから、恒久転用というか永久転用、建物やこうは拒否することはできないところでしょ、これ。そこへの設置で今こういう問題出るということ。2種だったらやっぱりとったほうがええんじゃないかねえかなど。代替要件でそこしかねえんじゃないということで行くわけじゃから。じゃけど、3種はもう基本的には市街化、指定区域で用途指定されとるわけですから。そこをどう考えるかです。今までは全部3種でも出させてきたんです。

○石原会長

じゃけん、とりあえず、これ、後で話しましょうよ。備前市、3種じゃったらどうするかとか、もう絶対要るぞとか。で、皆さん、手の挙げ方が違ってくると思うんです、今。まだ絶対要るような状態じゃから、とりあえずは。じゃけど、近隣の市町村はこんな実態ですよというのを説明させてもらってます。

何か、最適化の委員さんでご意見ありません、今の。

○委員

ここ、家が一番近いのはどこですかね。

○石原会長

だから、この一番下の反りが合わん方なんです。●●●●さんのおうちです。1人、●●●●  
●さんのおうちがあるでしょ。

○委員

1115-5。1じゃなしに5じゃろ。

○委員

南側。

○瀧川副会長

これは、風が吹いたり何かしたら、物すごい熱風が来るって言ってますよ。私らところの、畑しとる人がおるんじゃないけど、市役所退職した初心者がやっとなんですけどね。



○石原会長

この方も市役所退職した方ですよ。

○瀧川副会長

私、大反対ですけど。何か、そしたらすぐにテントみたいな中で鍵をしたみたいなか、とにかく暑うてかなわんと言うて。風が吹いたらすごい熱風が来るらしい。

○委員

暑いんじゃない。へえから、まぶしい。

○石原会長

そりゃあ、土とああいう化学製品がたら違うわね。

○瀧川副会長

先ほど、会長、山は関係ないようなことを言われたけど、やぶは関係あるんでしょう。農業委員会。

○石原会長

やぶは農地があるやぶになっとったら関係ありますけど。まだ登記上、田と畑だったら。

○瀧川副会長

防災で、川の土手の下へやぶをずっとつくったやぶなんですけど、そのやぶを刈って、そこへ結構大きな太陽光をつくってんですけど、もうどこの許可もなしに。知らんけど。そういう例があるんで、参考にと思います。

○石原会長

ご判断を仰いだらいけませんか。今、まずこの状態で。整えて判断を仰ぐほうがええ。

○岡野委員

難しいな。

○弓場委員

多分、これは人間関係もあるかと思うんですが、住居の近くにこういうものができるということは、隣接者としても大分よく、せられる人と話し合いをしてせられんと、問題等起きると思いますわ。日照権の問題であるとかというような問題で、農業委員会があるからとかないからとか、この方も市役所に勤めておられて、今言われたような、ある程度の知識のある方は、そういうふうなことをよく考えておられるんじゃないか。ただ、農業委員会がガードがかかるかかからんかというよりは、個人の人の気持ちとしたら、それは話し合いをようされたほうがいいんじゃないかなと、私は思います。

○委員

しどうないんじゃ。しどうねえと言うんじゃ。

○委員

話をしどうてかなわんのよ。話にならんのよ。

○石原会長

要は、草加さん、取りつく島がないというところがある。取りつく島がないということで。

○委員

判断しましょう。

○石原会長

もうとりあえず判断しましょう。で後、こういうケースのときは、備前市はどうやっていこうというのを、ちょっとこの下の案を、今度は市がある程度まとめて書いてくださって、いけません。

○委員

ちょっと一言。そういう意味で、いろんな場所へ行ったときに、気になるから、蕃山の辺だとか、いろいろなところで見てみるんですけど、近いのはもう民家の隣でやっております。

○石原会長

相当、備前市の委員会で認めたんが、蕃山の辺から認めたんですよ。

○委員

ああ、ほれですか。

○石原会長

あの方は、でも自分の家の近くにやっとなですよ。客観的に見りゃあ、物すご近いですよね。

○委員

それから、もう一つあって、隣地の人が、あれは許可なしでやっとなんだというて、やっぱり不満たらたらなんです。やっぱりいろいろ意見があるんだなと思いましたが、現況としては民家の近くでも、ああ、こういう状況でできるのかなというようなことの現場を見たのもありますんで、ちょっと報告しておきます。

○事務局

開発のほうの、まだ確定したことじゃないんですけども、太陽光に関する条例みたいなやつを今検討しております、50キロワット以上のもんが一般的なやつと業務用というようなことで分けてるんですけど、隣接同意というのは基本的にはとるつもりはないというような考え方で進めとるようです。まだ決まってないですけど。そのかわり、住民の説明会を開くとか、そういったことを義務づけるような形で条例を考えているんだという情報は入っておりますので。やはりこの同意にこだわるのは、ちょっと難しいんじゃないかなと。今後、法律を曲げてまでやっていくというのは抵抗があるかなというふうな思いをしております。

○委員

開発はせんから。そのままの、状態は変えんから関係ねえ。

○委員

切り盛りも何もしない。開発にはかからない。

○委員

常日ごろから近隣の人とは仲ようしとかんといけんのよ。

○石原会長

そうですね。こういうときにね。

もう、じゃあ、今の備前市の内規といいますか、同意書いただくというのがありつつ、近隣の現状はこうだということを踏まえて、皆様方のご判断願います。

それでは、30の6、7につきまして、許可相当とする農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

16人ですよね。

○事務局

会長入れて14人ですんで、13人です。

○事務局

13分の7です。

○石原会長

多数になりました。

○事務局

はい。

○石原会長

じゃあ、多数ということで、そいじゃあ許可といたします。

で、もう遅くなりついでに、今、事務局がここにもう一つ書いてくれてますね。これを事務局、また説明願います。

○事務局

それでは、一応何かないと思ひまして、事務局案のほうを出させていただきました。1番の1案といたしまして、岡山市と赤磐市と同じように、もうそういう法的にも添付の義務がないんで、2種農地だろうが3種農地であろうが一切不要というのが1案でございます。2案といたしまして、原則必要。ただし、事情により同意がとれない場合は、誓約書、何かこういうトラブルがあったら自分たちで誠意を持って対応するという誓約書を書かすという、どちらかといえば瀬戸内市、和気町をちょっと進化させた形になるかと思ひます。3案といたしましては、3種農地は、もう先ほど会長が言われたとおり、転用が基本可能のようなところがありますので不要。ただし、2種農地に関しては、現行どおり必須として同意書をとってもらおうという、事務局といたしまして、1案、2案、3案のほうをとりあえず提出させていただきます。

○石原会長

事務局、3つの案を出してもらったんだけど、まだ、例えば3案のところ、2種農地について、現行どおり必須のほかにもまだ2案をここに入れることもできんことはないんですよ、ミックスさせて。だから、ちょっとその辺で、どういう格好で行こうかという。2種農地まではとにかく今までどおり行きますか。逆に亀井さんのところ、よかったんですよ。やらせとうない、じゃから全員の判こが要るのに、あそこだけがとれんじゃねえかと。でもやらせとうねえんじゃから。じゃあ、できませんと言えたわけですから、逆によかったんですよ、これは。だから、どうします。ご意見どうです。次、その他がいろいろありますんで。もう決めましよう、きょう。

○委員

決めたほうがええんじゃないかな。

○石原会長

決めたほうがいい。

○委員

ここの2案が適当だと思います。

○石原会長

2案ね。2案が……。

○石原会長

挙手して。

○石原会長

2案がということは、原則必要で、だから3種の農地でもということですか、これは。原則必要で、今回みたいになったら、事情によって同意がとれない場合は誓約書を出してもらおうと。今回の場合だったら、どっちに出してもらうんですか。申請者、これ業者。

○事務局

申請者。

○石原会長

申請者ね。

じゃあ、聞きます。じゃあ、2案がいい方、お願いいたします。委員さんにお聞きします。

○委員

全員でええんじゃねえですか。

○石原会長

よろしい。草加さん、悩ましい、ここをやってるから、意思表示してるのかどうかというところで、悩ましいけど。

2案でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、今後、備前市は2案で行くということで。お願いいたします。

6. 閉 会

7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 10番 森本 誠一 委員  
備前市農業委員会委員 11番 金本 享 委員